

業務指示書

エジプト国学びの質向上のための環境整備プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 東郷 真里奈 Togo.Marina@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：教育行政・学校運営に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、35ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／教育計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：教育計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 学校運営】

- 1) 類似業務の経験：学校運営に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 全人的教育（特別活動）】

- 1) 類似業務の経験：全人的教育（特別活動）に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 教育評価・モニタリング】

- 1) 類似業務の経験：教育評価・モニタリングに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年1月6日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

ベースライン及びエンドライン調査に係る費用

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(EGP1 =6.3694円, US\$1 =112.305円, EUR1 = 119.249円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 1月13日(金) 14:00～16:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部(麹町) 209会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクト等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/教育計画

学校運営

全人的教育(特別活動)

教育評価・モニタリング

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

86.30 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月26日（木）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
エジプト国学びの質向上のための環境整備プロジェクト

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 12.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 6.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 | (24.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/教育計画 | (19.00) | (8.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 7.00 | 3.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | 1.00 |
| ウ) 語学力 | 4.00 | 1.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 4.00 | 2.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 2.00 | 1.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (8.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 3.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 1.00 |
| ク) 語学力 | - | 1.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 2.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 1.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | (5.00) | (8.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | 5.00 | 4.00 |
| シ) 業務管理体制 | - | 4.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 学校運営 | (12.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 1.00 | |
| ウ) 語学力 | 2.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： 全人的教育（特別活動） | (12.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 8.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | 4.00 | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： 教育評価・モニタリング | (12.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 1.00 | |
| ウ) 語学力 | 2.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

エジプト・アラブ共和国（以下、「エジプト国」という。）政府は、チュニジア革命に触発された2011年のエジプト革命後、暫く混乱が続いたが、2014年1月の新憲法制定、同年6月のエルシーシ大統領選出以降、安定を取り戻しつつある。一方、元々の革命の原因である失業率の高さ（2014年は13.37%）や都市と地方の格差は依然として深刻であり、これらの改善には教育分野を含む広範な分野での対策が必要である。

エジプト政府は「持続可能な開発戦略：エジプトビジョン2030」で「良質な教育の万人への提供」を、また「教育開発戦略2014-2030」で「若年層の全人的育成」を謳い、上記課題への取り組みの重要性を明示している¹。初等教育純就学率が97.1%（2012、大学前教育戦略2014-2030）と一見良好であるが、15歳以上の識字率は75.8%（2015、世銀）に留まり、男性83.6%、女性68%（2015、世銀）と、男女格差も顕著であり、都市部と地方の地域間格差も大きいと言われている。また、人口増加率は2.1%（2015、世銀）と高く、増え続ける児童を受け入れるために校舎を増築し、学校敷地内の運動場面積が十分に確保できない。さらに、地方は人口密度が低いことに加え、十分な教育行政が整備できていないことから、教育の質は低く、地域間格差を生む原因の1つとなっている。加えて、エジプト国教育の特徴である厳格な進級・卒業試験は、高い失業率（少ない雇用数）と相まって試験熟を加速し、学校での社会性醸成という機会が生かされていない。

かかる背景を受け、2015年1月の安倍首相とエルシーシ大統領との会談で、同大統領より、日本式教育に関する支援の可能性に関心が示され、2015年9月、エジプト政府は日本政府に対し、エジプトにおける日本式学校（Egyptian Japanese School、以下EJS）の実現を目的とする「学びの質向上のための環境整備プロジェクト」（以下、「本案件」という。）を要請した。本要請を受け、2015年8月～2016年7月にかけてJICAは「基礎教育分野に係る情報収集・確認調査」を実施の上、詳細計画案を策定し、2016年11月に技術協力プロジェクトにかかる基本合意文書（R/D：Record of Discussions）が署名された。なお、本協力は2016年2月に日本、エジプト両政府が合意した「エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）」の枠組みの下で実施される。

2. プロジェクトの概要

本プロジェクトは、エジプトにおける日本式学校（EJS）のソフト・ハード面のガイドラインを整備し、同国政府によるEJSの普及・発展に貢献するものである。「ソフト」面

に関しては、①「特別活動」、②（定義上日本では特別活動には含まれないが）学校生活を支える掃除や当番等の各種の活動、③これを実現する学校運営・経営の3領域を「特活プラス」と総称し、これを導入する学校をEJSとして位置づける。「特活プラス」の導入ガイドライン、（特活プラスを導入する）EJSの普及ガイドラインを、パイロット活動を通じて検証・策定し、よってプロジェクト目標達成を企図する。一方、「特活プラス」活動に必要な備品や教具類のリスト、標準仕様も併せて整備し、エジプト政府による施設・機材・備品・教具類（ハード）の整備に寄与する。

¹ "Sustainable Development Strategy: Egypt Vision 2030"; "high quality education, accessible to all (with no discrimination)、また "Strategic Plan for Pre-University Education 2014-2030": "the holistic development of young people, instilling the principles and values of citizenship, tolerance, renunciation of violence, freedom and justice, taking in consideration related rights and obligations in addition to the sense of responsibility towards nation and fellow citizens."と言及されている。

(1) プロジェクト名

学びの質向上のための環境整備プロジェクト

(2) 上位目標

「全人的教育」(特活プラス)モデル実践校の取り組みを踏まえ、エジプト側が選定する普及対象校で、同モデルが実践される。

(3) プロジェクト目標

選定されたモデル実践校²約 200 校で、「特活プラス」モデルが活用される。

(4) 期待される成果

- <成果 1> 「全人的教育 (特活プラス)」モデル導入・普及のためのガイドライン文書・教材が開発される
- <成果 2> 「全人的教育 (特活プラス)」モデルを実践する行政官、校長、教員が育成される。
- <成果 3> 「全人的教育 (特活プラス)」モデルをパイロット 12 校からモデル実践校約 200 校に普及させるメカニズム構築を通じ、エジプト全校の普及対象公立学校 (基礎教育) に普及可能なアプローチを開発する。

(5) 活動の概要

| | |
|-------------|---|
| 成果 1 に関する活動 | 1-1. プロジェクト活動の詳細、成果指標を決定し、特活プラスを実践する EJS のコンセプトを策定する。 1-2. エジプトの「全人的教育」(特活プラス)実践の基準及び成果測定ツールを開発する。 1-3. 「全人的教育」(特活プラス)導入ガイドライン及び研修教材を開発・改定する 1-4. 「全人的教育」(特活プラス)実践にかかる追加資料・教材を開発する。 1-5. 「全人的教育」(特活プラス)実践の方針を踏まえた学校施設・機材等の標準仕様を開発する。 1-6. 「全人的教育」(特活プラス)モデル普及ガイドラインを開発・改定する。 |
| 成果 2 に関する活動 | 2-1. ベースライン調査を実施する。 2-2. パイロット校を対象にした研修・ワークショップを実施する。 2-3. 教育・技術教育省行政官に対する研修・ワークショップを実施する。 2-4. パイロット校で、「全人的教育」(特活プラス)に基づく授業・活動を実施する。 2-5. エンドライン調査を実施する。 |
| 成果 3 に関する活動 | 3-1. モデル実践校を所轄する県教育局 (Mudiriahs) ³ 及び教育・技術教育省地区事務所 (Idara) ⁴ 職員に対する研修・ワークショップを実施する。 3-2. モデル実践校の校長及び教員に対する研修・ワークショップを実施する。 3-3. 選定されたモデル実践校におけるベースライン調査を実施する。 3-4. モデル実践校で「全人的教育」(特活プラス)モデルに基づく授業・活動を実施する。 3-5. 選定されたモデル実践校でエンドライン調査を実施する。 3-6. 国内及び広域セミナーを開催する。 |

² R/D や PDM 等における「Target School」に相当。

³ 「県教育局」のアラビア語での呼称

⁴ 「教育省地区事務所」のアラビア語での呼称

(6) 対象地域

イ. 地域：全 27 県の内、JICA 安全対策措置における業務渡航可能地域

※2016 年 11 月現在は北シナイ県、南シナイ県及びリビア国境地帯を除く全県（安全基準の変更により今後変更される可能性あり）

ロ. 対象：上記地域内の公立校約 212 校

① パイロット校 12 校（カイロ県、ギザ県、カリオビア県）

② モデル実践校 200 校（全国）

- エジプト側が新規に建設する 100 校

- エジプト側が既存校より選定する 100 校

(7) 関係官庁・機関

- ・教育・技術教育省（Ministry of Education and Technical Education、以下 MOETE という）
- ・対象校を所轄する県教育局 (Mudiriah) 及び MOETE 地区事務所 (Idara)
- ・MOETE 施設局 (GAEB)

3. 業務の目的

「学びの質向上のための環境整備プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、MOETE と JICA との間で 2016 年 11 月 1 日に締結した R/D に基づいて実施される「学びの質向上のための環境整備プロジェクト」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 案件の背景

先方大統領の要請に基づいて形成された本案件は、EJEP 下の諸案件の中心に位置づけられ、MOETE の C/P や大統領府のエジプト側関係者は、本案件に積極的に取り組んでいる。教育大臣や大統領の側近が直接かつ頻繁に意見交換しており、ハイレベルの意向が案件方向性や活動遂行に大きな影響力を持つ側面がある。本業務の実施に当たっては、上記の政治的背景を理解の上、先方の意向を十分に踏まえつつも JICA の技術協力プロジェクトとしての成果発現を実現するために、エジプト側、日本側双方の関係者一同と念密な調整が求められる。

(2) EJEP の実施体制及び案件の位置づけ

EJEP は最高意思決定機関として Steering Committee (SC) が、その下に各案件の実務を取り仕切る 2 つの Executive Committee (EC1 と EC2) が設置されている。本案件を指揮下に置く EC1 内には 2 つの Project Management Unit (PMU) が設置されており、本案件は基礎教育の PMU の下で実施される。なお、EC1 内に並行して設置された技術教育の PMU は、「技術高校への日本型技術教育制度の導入プロジェクト」を所轄する。また、もう一方の Executive Committee (EC2) は「人材育成事業（通称「留学生借款」）を所掌している。

(3) 本案件の実施体制

本案件が置かれている EC1 内の基礎教育 PMU の Director (Coordinator, International

Cooperation, Ministry of Education and Technical Education) が、本案件のエジプト側の実務的な責任者であり、本案件の C/P の中心的な存在である。同 Director は 10 月に MOETE 外の人材 (大学准教授) が新たに任命されたばかりで、本案件の背景や日本式教育について理解途上にある。なお、同 Director の就任以前に本案件の準備を担っていた MOETE の就学前・基礎教育局長⁵は、EC1 のメンバーとして引き続き本案件の実施に関与するとの位置づけとし、R/D に記載のエジプト側 C/P にもその旨記載されている。

上記のような背景を踏まえ、本業務の円滑な実施のためには、PMU Director および就学前・基礎教育局長の両名を対象に調整を進める必要がある。EC1 の PMU には 2 人の Co-director が配置され、この内 1 名に日本人を充て、その派遣を JICA に要請している。派遣が実現した際には、本案件の業務従事者は、同個別専門家と密に連携する。

なお、PMU Director の下に関連するワーキンググループ (WG) が設置され、各 WG に Project Coordinator が任命される予定である。また、プロジェクト事務所はカイロ市内の MOETE 本省内に設置される予定であり、すでに執務室が確保されている。

(4) JCC の EC1 への置き換え

前述の背景等から、本案件では、EC1 が合同調整委員会 (JCC) の機能を担い、本案件に係る意思決定を担う。EC1 は月に 1 度以上の開催を原則としており、MOETE 大臣や同省高官、その他、国際協力大臣や外務大臣といった主要閣僚も正式なメンバーに名を連ねており、案件の方向性にかかる議論にこれら高官が直接インプットを行い得る体制となっている。そのため、円滑な案件実施のためには、日頃より日本側、エジプト側の両関係者と十分に連絡・調整を行い、必要な情報収集、共有を通じ、日本側専門家を含む PMU メンバーの意見が EC1 の議論に反映される体制整備の必要がある。その観点から、総括 (業務管理グループを設定する場合は副総括を含む) による現地における管理体制が可能な限り継続的に維持される体制を整備し、必要な調整を行うが望ましい。

(5) 詳細計画策定から R/D 署名までの経緯

本案件の詳細計画策定に係るミニッツ署名は 2016 年 1 月に行われ、当初は 2016 年 9 月に案件を開始する予定であったが、その後、先方の事情により R/D の締結が遅れた (11 月 1 日署名) 経緯がある。上記 (1) に記載の背景もあり、MOETE は当初の案件開始予定時期 (2016 年の新学期) より、パイロット校で、一部活動の先行実施を決定した。その概要は「基礎教育分野における情報収集・確認調査」の中で、当時のプレパイロット校 2 校で実施した「プレパイロット活動」を残りの 10 校に拡大するものであり、JICA は新学期開始前の 2016 年 9 月に調査団を派遣し、パイロット校 12 校の教員の理解促進を目的に日本式教育の特徴や特別活動の位置づけ等を紹介するワークショップを実施した。

このような経緯から、当初想定されていたパイロット校 12 校のみを対象としてパイロット活動を実施した場合、先行して実施した活動によって形成された知識・認識の影響を把握することが難しく、結果的に本案件開始後の支援効果の測定が正しくできない可能性がある。そのため、現状ではモデル実践校 200 校の内、既存校 10 校、新規校 10 校程度についても、パイロット活動の対象とすることを検討している。他方、今後、案件開始までに実施される EC1 等の機会に、現行の計画が変更される可能性もあることから、案件開始後、すみやかに C/P と活動計画について協議し、要すれば変更に対応する必要がある点に留意する。

(6) 対象校に関する留意事項

モデル実践校は 2。(6) に記載のとおり、既存校 100 校及びエジプト側が自国予算にて建設

⁵ Undersecretary of Central Administration for Early Childhood and Basic Education

する新設校 100 校から構成される想定である。既存校 100 校は、当初は首都カイロ近郊の県から選定される想定であったが、遠隔の県も含め、より広範囲な地域から選定される可能性がある。新規校については、現時点では、全県を候補地として建設予定地選定が進められおり、2017 年 9 月 40 校開校を目指しており、継続的に新設校の建設計画を把握し、各年次の介入対象校の設定に弾力的に反映する必要がある。

(7) 全人的教育（特活プラス）導入の方向性について

本案件では、日本の「特別活動」実践のエジプトへの直接的な移植・導入ではなく、日本の実践を参照しつつも、エジプトの学校の文脈にあわせ、課題解決に資する形での活動の改変・創出の触媒が重要である。「特活プラス」やこれを導入する学校コンセプト策定では、こうした基本姿勢に則った支援が求められる。また、対象校や本邦研修参加者等による「特活プラス」諸活動や EJS コンセプトにかかる着想は貴重である。ガイドラインの改訂時にはこれら「エジプト発」の知見活用を阻むことなく、エジプトの地域性を十分に反映することが肝要である。

(8) 対象教育段階

MOETE 所管の公立校では、幼稚園や中学校が併設されているケースが多く、これらすべての教育段階が本案件の対象となる。そのため「エジプトにおける日本式学校（EJS）のコンセプト」やそれに基づいた「全人教育」（特活プラス）導入・普及のためのガイドライン（以下、「特活プラスガイドライン」という）の策定に当たっては、各教育段階に応じて適切な活動方針を策定する必要があることに留意する。なお、高等学校も併設されている学校もあるが、現状では活動実施の対象として想定されていない。

(9) 幼稚園における活動の方向性について

日本の保育園や幼稚園においては、「遊びを通じた学び」として、幼児期の自発的な活動としての遊びは心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であるとの考え方に基づいて指導が行われている。

本プロジェクトにおいても、幼稚園における活動については、「遊びを通じた学び」を実践しつつ、「特活プラス」に向けた準備段階として必要な活動も併せて取り入れることを基本方針とする。なお、「遊びを通じた学び」については、別途実施する技術協力プロジェクト「就学前の教育と保育の質向上プロジェクト」⁶にてガイドライン作成が計画されていることから、右プロジェクトとの密な情報・意見交換を行うことが期待されている。（下述、(11)ハも参照のこと）。

(10) 学校施設・機材等の仕様作成支援

上記(7)に記載のとおり、エジプト側はモデル実践校 200 校の内の 100 校分について、自国予算にて新規建設する計画である。これに関しエジプト側より、EJS 実現のための、「特活プラス」に配慮した建物仕様に関する助言の要望が日本側に寄せられた。そのため、「基礎教育分野にかかる情報収集・確認調査」に並行して、日本の有識者の協力を得て、基本図面作成に係る助言提供されている。本案件で策定支援する家具、備品、教具、遊具等の標準仕様は、こうした経緯に整合することが重要である。

(11) 他のスキーム等との連携について

イ. 円借款：人材育成事業（教育・保健）

エジプト国は EJEPC 傘下の一事業として日本への留学生・研修生派遣を計画し、日本政府にその事業費支援を要請した（「人材育成事業（教育・保健）」、以下、「留学生借款」という）。

⁶ 2016 年度の内開始に向け準備中。

留学生借款は5年間で2,500人を日本に派遣するものであり、学位取得を目的とした長期研修と、学位取得を目的としない短期研修から構成される。基礎教育分野については550名を対象とする「短期研修（数週間程度）」が構想されている。留学生借款は2017年9月の事業開始を目指し準備中だが、現在実施中の「エジプト国高等教育セクター情報収集・確認調査」では各研修の概案が策定されており、これら短期研修と「特活プラス」の各領域の内容との整合性の担保が不可欠である。本事業はEC2の下で実施され、PMUのCo-Directorおよびエジプト政府が備上予定の本事業コンサルタントの支援を得て、詳細な研修計画を策定する予定である。本案件コンサルタントは、EC2関係者（含む日本人関係者）との密接な連携、情報共有・意見交換等を率先し、両案件の相互補完性、整合性を担保し相乗効果の最大化に努めることが肝要である。

ロ. 円借款：教育セクターローン

上記（10）に記載のとおり、エジプト側はEJS実現のための学校施設や家具・備品等の仕様を検討し、新設校の建設と施設・備品整備、及び既存校の備品の更新を計画している。現在、新設校の機材・家具・備品等の整備と、関係者への現地研修（上記留学生借款及び本案件でカバーできない分）の経費を教育セクターローンにより賄う案が検討されている。「基礎教育分野にかかる情報収集・確認調査」では、調達に関する規定やエジプト側関係機関の体制等の基礎情報を収集し、EJSの家具、備品の検討を支援したが、今後、別途調査を通じて更なる精緻化・具体化を支援する予定である。本案件コンサルタントには、上記の教育セクターローンにかかる調査団（2017年早期に開始予定）との情報交換・意見交換を率先し、両案件の相互補完性、整合性の担保に努めることが求められる。

ハ. 技プロ：「就学前の教育と保育の質改善プロジェクト」

本案件と並行し、社会連帯省をC/P機関とした上記プロジェクトが実施される予定である。同プロジェクトは、JOCVによる知見蓄積を基盤に、「遊びを通じた学び」の推進を通じ、保育園（社会連帯所所轄、0-3歳児を対象とするが、園によっては4-5歳児も預かる）の保育の質向上を支援するものである。本案件コンサルタントには、上記プロジェクト関係者との情報交換・意見交換を率先し、EJSに設置される幼稚園（MOETE所轄、4-5歳児）に対する支援内容との整合性の担保に努めることが求められる。

ニ. エジプト国の私立校や、大学の関心

エジプト国における「日本式教育」の展開には、エジプト国の私立校や、大学（本邦、エジプト国）の関心を集めている。本案の業務に支障のない範囲で、積極的な情報提供等が期待される。現時点で非公式に寄せられた関心情報としては、カイロ大学就学前教育学部（学部課程での日本式就学前教育の紹介）、アラブ公開大学でのディプロマコースの開設、東京大学によるEJS研究等があげられる。

（12）進捗報告・定期モニタリング方法

コンサルタントを含むプロジェクト関係者はプロジェクト進捗管理・モニタリングを定期的実施する。また、JICAは定期的に運営指導調査を実施し、懸案事項等や解決策を検討する。コンサルタントは、PDM、POにより進捗確認し、別途JICAが定めるモニタリングシートをC/Pと共に作成し、また、EC1等の開催に合わせて関係者間での事業進捗や成果発現状況、懸案事項等を確認し、問題の解決を図ること。また、総括及び副総括は、現地業務から帰国する都度、JICA本部の本案件主管部（人間開発部）に対して、業務の結果報告をすること。

なお、運営指導調査の実施に際し、コンサルタントは既に実施した業務に関連して作成した資

料等を整理・提供すると共に、実務上可能な範囲で、現地調査に必要な便宜を供与するものとする。これらの調査はプロジェクトの進捗状況に応じて、その実施時期を調整する。

(13) プロジェクトの前提条件、外部条件に関連した柔軟性の確保

本案件実施に当たっては、エジプト政府上層部の意向、C/Pのパフォーマンスやその他プロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。そのため、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況、関連する議論の動向等を十分に把握し、必要に応じてプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言することが求められる。特に、プロジェクト計画（PDM等）と進捗の相違が生じた場合は、その原因や対応策を JICA に提示する。JICA は、これら提言について検討し、適宜必要な処置（C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

(14) 開発パートナー、他国との経験共有

コンサルタントは、既存のドナー会合等の機会を活用し、本案件の役割についてドナー関係者間に共通認識を醸成する。また、本プロジェクトの成果等、国内・広域の両セミナー実施を通じ、他国への共有に努めること。

(15) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容及びその成果をエジプト国及び我が国両方の国民各層に正しく理解してもらえよう、プロジェクトの活動や成果を可視化し、効果的な広報に務めること。広報活動の全体方針並びに具体的な使用媒体とその活用方法を、業務期間中適宜、JICA 本部に対し提案すること。また、JICA が開設する技術協力ウェブサイト（日本語・英語）のコンテンツの中で、活動の進捗状況等を広報すること。また、各種セミナーや国際会議等でプロジェクトの成果発表を勧奨する（JICA が発表を依頼する場合もある）。なお、現時点で想定される広報活動について、プロポーザルにて提案し、経費については本見積りに含めること。

(16) 現地・第三国リソースの活用

エジプト国独自の社会・経済・文化、法体系、商習慣、契約等における要素に配慮することが肝要である。このため、現地リソース（コンサルタント、NGO、個人等）を情報収集や調査者として積極的に活用すること。

(17) ジェンダー／平和構築配慮

本案件では、ジェンダー／平和構築の視点にも十分配慮し、プロジェクトが男女／民族／宗教等に基づく格差を助長することがないように留意する。特に「特活プラス」ガイドラインや補助教材の作成に当たっては、ジェンダー平等に配慮した内容とすることに留意すること。

また、本プロジェクト活動において実施する行政官や教員対象の講習会や研修については、現地の状況を踏まえながら、参加者構成や研修開催時間、使用する教材等について、ジェンダーに配慮したものになるようにすること。

この他、ジェンダー配慮に関する案があれば、プロポーザルで提案すること。

6. 業務の内容

本業務では以下に記載の業務（活動）を実施する（必ずしも時系列の記載にはなっていないことに留意する）。想定される業務の工程は R/D に添付の PO（Plan of Operation）のとおりであるが、より適切な工程がある場合にはプロポーザルに含めて提案すること。

【全体に係る業務】

(1) ワークプラン（案）の作成（各契約年次開始時）

本指示書配布資料、及びその他の日本国内で入手可能な資料情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法（技術移転の手法及び援助協調を含む）、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討し、JICA 本部（人間開発部）の承認後、ワークプラン（案）としてとりまとめる。

(2) ワークプランの説明・協議（各契約年次開始時）

C/P 並びに関連ドナーにワークプランを説明・協議し、協議結果を踏まえ、最終化する。なお、協議結果は、別途議事録に取りまとめる。また、ワークプランを EC1 に報告する。

(3) プロジェクト実施体制の整備（関係者の職務、役割分担の明確化）

本プロジェクトの実施体制を、C/P とともに関係者の職務と役割分担を検討し、文書で確認する。なお、C/P 以外の関係者の理解や積極的な関与を促すため、職務、役割分担を EC1 等の機会に周知するとともに、MOETE から必要な通達等が発出されるよう支援する。

(4) 国別研修の実施

本案件では、C/P の能力強化の機会として、本邦における国別研修（カウンターパート研修）の実施を想定している。同研修では、本案件の C/P 及びパイロット活動を実施する学校の関係者を対象に、日本の特別活動、学校運営についての理解を促進し、実践及び普及のためのリーダーシップ育成を図る。

同国別研修は、本契約に内包化し、毎年 1 回、15 人、3 週間程度実施することが想定されている。留学生借款による人材育成等を含めた全体像と、上記本邦研修の概要（対象、内容等）についてプロポーザルにて提案すること。本経費にかかる積算は「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2016 年 6 月版）」に従って、見積りに計上すること。

(6) 報告書の作成

本指示書「7. 成果品等」に記載のあるモニタリングシート、エンドライン調査報告書、プロジェクト業務進捗／完了報告書を作成し、関係者と協議し、進捗状況、成果を共有する。各報告書の提出時期は、「7. 成果品等（1）報告書等」に記載の通り想定されているが、より適切な提出時期がある場合には、プロポーザルで提案すること。

(7) EC1 への参加

EC1 開催準備に参画し、会議へ参加し、関係者間の共通認識醸成に貢献する。本案件の関心が、EC1 での討議や決議事項に反映されるよう、関係者と調整する。

(8) プロジェクト終了に向けた文書や機材の引き渡し

プロジェクト終了に際し、プロジェクト期間中に作成した教材や機材をエジプト側へ確実に引き渡す。著作権については、教材作成時に引用箇所や写真など著作権・使用許諾等に問題ないことを確認し、プロジェクト終了後も本案件 C/P やパイロット校関係者が中心となり、これらの機材・教材が適切に管理され、使用される体制を整備した上で、引き渡す。

【プロジェクト成果に関する業務】

以下の活動を、C/P と十分に協議の上、実施する。

(9) 成果 1 に関する活動

活動 1-1 プロジェクト活動の詳細及びそれに付随する成果指標を決定し、特活プラス実践の場となる学校のコンセプトを策定する。

- 本プロジェクトの上位目標、プロジェクト目標、期待される成果及び活動を踏まえ、適切な評価指標を検討する。また、5. (7) ~ (9) に記載の留意事項を踏まえ、「エジプトにおける日本式学校 (EJS) のコンセプト」を策定・改定する。

活動 1-2 エジプトにおける「全人的教育」(特活プラス) 実践の基準及び成果測定のためのツールを開発する。

- 活動 1-1 で決定した成果指標を効果的に測定するための基準、ツール等を開発する。
- 子どもの全人的な発達を示す認知・非認知能力、教員・校長・地域の社会関係性資本に関する指標等が想定されるが、プロポーザルにおいて現時点で推奨される指標案を提示すること。

活動 1-3 「全人的教育」(特活プラス) 導入および普及のためのガイドライン文書及び研修教材を開発・改定する

- 活動 1-1 で策定した「EJS のコンセプト」を踏まえ、5. (7) ~ (11) に記載の留意事項も念頭に、「特活プラス」導入のためのガイドラインを策定する。
- 後述の活動 2-5 (ガイドラインに基づく活動実施) 及び活動 2-6 (エンドライン調査) の結果・成果を踏まえて改定する。
- プロポーザルでは、導入、普及ガイドラインの概案 (目次案)、ガイドラインにて紹介される活動リスト例を提示すること。
- 本ガイドラインはパイロット活動や普及活動の対象となる学校現場を含め、関係者に広く配布する。作成言語やその他作成手順についても、最も適切な方法をプロポーザルで提案すること。関連する資料アラビア語翻訳経費、ガイドラインの配布部数 (500 部を想定)、印刷・配送等を勘案し経費を見積に含めること。

活動 1-4 「全人的教育」(特活プラス) 実践にかかる追加資料・教材を開発する。

- 学校現場で「特活プラス」ガイドラインをより効果的に実践するために必要となる追加資料や教材を開発する。
- 前述の「学校生活を支える各種活動」の一環として JICA が著作権を所有する算数ドリルの活用が想定されているが、より優れた案があれば、プロポーザルにて提案すること。翻訳、印刷に係る経費は見積もりに含める。なお、ドリルやその他の教材配布に当たり、現状では、パイロット活動を実施する 32 校程度 (パイロット 12 校 + 新設校 10 校、既存校 10 校) において使用する分については、その経費を日本側が負担することを想定している。アラビア語翻訳経費、各教材配布部数 (1 校あたり幼稚園 100 部、小学校 500 部、中学校 100 部を想定)、印刷・配送等を勘案し経費を見積に含めること。

活動 1-5 「全人的教育」(特活プラス) 実践の方針を踏まえた学校施設・機材等の標準仕様を開発する。

- 5. (10) の記載を踏まえ、これまでの取り組み成果を十分活用の上、「EJS」の学校施設・機材等に関する標準仕様を開発する。活動 1-3 同様、翻訳、印刷に係る経費（100 部を想定）を見積もりに含めること。

活動 1-6 「全人的教育」（特活プラス）モデル普及に係るガイドライン文書を開発・改定する。

- エジプト政府が「特活プラス」ガイドラインを広く学校に普及する際の方策を検討し、ガイドラインとして取りまとめる。
- 同ガイドラインは、プロジェクト期間内のみならず、プロジェクト終了後の期間においても活用されるものである。EJS の裨益が包摂性（裨益が特定の層に集中しない）、持続性、強靱性を備えたものとなるよう配慮された普及戦略の策定が重要である。
- EJS 普及の具体的な手順、研修の担い手、短期、中期的な普及校数目標、普及主体と組織、法的根拠、予算計画等が普及ガイドラインに含まれることが想定される。プロポーザルでは、推奨される普及方策や、普及ガイドラインの構成（目次案）を提示すること。

(10) 成果 2 に関する活動

活動 2-1 ベースライン調査 (BLS) を実施する。

活動 2-5 エンドライン調査 (ELS) を実施する。

- ベースライン、エンドライン調査を実施して「特活プラス」ガイドラインの実践の成果を測定する。活動 1-2 で策定された成果指標や、その他 PDM 上の成果検証に必要な情報を収集し、分析する。
- 統制群の設定（前／後、ある／なしの効果比較）、生徒・学校の社会経済属性（SES、ジェンダーを含む）を判別する情報収集等（裨益が特定層に偏っていないかの公平性チェック）の検討が想定される。非認知能力の測定では実験経済学的方法論の活用など、情報の客観性の向上の検討を行う。プロポーザルでは、これらを勘案の上、成果 2、3 に含まれる BLS、ELS の全体像（各年度の介入対象校数、統制群学校数（含む設定方法））と、調査の方法論の概案を提示すること。

活動 2-2 パイロット校を対象にした研修・ワークショップを実施する。

- 「特活プラス」を実践する学校長や教員に対し、同ガイドラインの理解促進と、効果的な実践能力強化を目的とし、国内における研修・ワークショップを実施する。

活動 2-3 教育・技術教育省行政官に対する研修・ワークショップを実施する。

- 「特活プラス」を実践する EJS の支援や、所轄地区での EJS の普及促進を担う県教育局（Mudiriahs）や MOETE 地区事務所（Idara）職員、更に MOETE 本省職員に対して、国内における研修・ワークショップを実施する。
- 対象者については、本省職員 12 名程度、Mudiriahs・Idaras 職員各 3 名程度、学校関係者は校長を含め 4 名程度とすることが想定されている。2017/18 学年度の介入対象は、学校数は 32 校程度（パイロット 12 校 + 新設校 10 校、既存校 10 校）、Mudiriahs・Idaras 数はそれぞれ最大

10箇所が想定される。ただし、現状の想定は、エジプト側のモデル実践校開校準備状況等により、案件開始後に変更が必要となる可能性がある点に留意すること。

- なお、活動2-2、2-3に関し現状ではカスケード型の研修の実施が想定されている。具体的には、活動2-3において研修を受けた県教育局及びMOETE地区事務所の職員が、所掌域内のパイロット校の学校長や教員に研修を行う（活動2-2）想定としているが、より適切な研修方法が想定される場合には、プロポーザルにて提案すること。
- また、広くエジプト国内の私立校の関心を集めているところ、上述の研修への参加等の要望が寄せられた場合には、本体業務に支障のない範囲でこれら関係者の研修へのオブザーバー参加等を検討すること。
- 国内研修実施に必要な経費は、プロジェクト終了後のC/P機関の自立発展の促進の観点から、エジプト側による負担が合意されている。現状ではエジプト側は、2017/18学年度新学期（9月）のパイロット活動開始に向けた研修経費を未確保で、結果的に予算確保が実現しない場合には、当該経費は日本側の負担とする。そのため、同研修実施に係る日当、交通費、宿泊料を見積もりに含める。引き続きエジプト側の負担とされる2年目（2018/19学年度）以降の研修経費は、MOETEによる予算化を支援する。

活動2-4 パイロット校で、「全人的教育」（特活プラス）に基づく授業・活動を実施する。

- パイロット校における「特活プラス」ガイドラインに基づく実践状況をモニタリングし、必要な支援を提供する。現時点で推奨されるモニタリング・支援の方法をプロポーザルにて提案すること。また、本モニタリングに必要な経費を見積もりに含めること。
- パイロット校における「特活プラス」ガイドラインの実践に当たり、活動1-4で開発する追加資料・教材に加え、更に必要となる道具、消耗品等がある場合は、内容や使用方法等を含む概要をプロポーザルにて提案し、その経費を見積に含める。（1校辺り20万円を上限とする。）

（11）成果3に関する活動

活動3-1 モデル実践校を所轄する県教育局(Mudiriahs)及び教育・技術教育省地区事務所(Idara)職員に対する研修・ワークショップを実施する。

- 「特活プラス」を実践するEJSの支援や、所轄地区でのEJSの普及促進を担う県教育局(Mudiriahs)やMOETE地区事務所(Idara)職員、に対して、国内における研修・ワークショップを実施する。

活動3-2 モデル実践校の校長及び教員に対するワークショップを実施する。

- 「特活プラス」を実践する学校長や教員に対し、同ガイドラインの理解促進と、効果的な実践能力強化を目的とし、国内における研修・ワークショップを実施する。
- 活動3-1及び3-2に関し、対象者はMudiriahs・Idaras職員各3名程度、学校関係者は校長を含め4名程度とすることが想定されている。対象校数は、モデル実践校の内、2017/18学年度に研修対象となった学校（現時点では新設校10校、既存校10校を想定）を除くを除く約180校について、2018/19学年度の新学期、2019/20学年度の新学期からの普及開始に向け、2年分けて展開するのが想定である。また、活動2-2、2-3と同様に、

現状ではカスケード型の研修を想定しているが、より適切な研修方法・計画が想定される場合は、プロポーザルにて提案すること。また、現状の想定は、エジプト側のモデル実践校開校準備状況等により、案件開始後に変更が必要となる可能性がある点に留意すること。さらに、広くエジプト国内の私立校の関心を集めているところ、上述の研修への参加等の要望が寄せられた場合には、本体業務に支障のない範囲でこれら関係者の研修へのオブザーバー参加等を検討すること。

活動 3-3 選定されたモデル実践校におけるベースライン調査を実施する。

活動 3-5 選定されたモデル実践校におけるエンドライン調査を実施する。

- ベースライン、エンドライン調査を実施してモデル実践校における改訂版「特活プラス」ガイドライン実践の成果を測定する。活動 1-2 で策定された成果指標や、その他 PDM 上の成果検証に必要な情報を収集し、分析する。
- 統制群の設定（前／後、ある／なしの効果比較）、生徒・学校の社会経済属性（SES、ジェンダーを含む）を判別する情報収集等（裨益が特定層に偏っていないかの公平性チェック）の検討が想定される。非認知能力の測定では実験経済学的方法論の活用など、情報の客観性の向上には検討の余地がある。プロポーザルでは、これらを勘案の上、成果 2、3 に含まれる BLS、ELS の全体像（各年度の介入対象校数、統制群学校数（含む設定方法））と、調査の方法論の概案を提示すること。

活動 3-4 モデル実践校で「全人的教育」（特活プラス）モデルに基づく授業・活動を実施する。

- モデル実践校における「特活プラス」ガイドラインに基づく実践状況をモニタリングし支援する。現時点で推奨されるモニタリング・支援の方法をプロポーザルにて提案すること。また、本モニタリングに必要な経費を見積もりに含めること。
- モデル実践校における「特活プラス」ガイドラインの実践に当たっては、活動 1-4 で開発する追加資料・教材以外に必要な備品、消耗品等については、エジプト側負担とする。

活動 3-6 国内及び広域セミナーを開催する。

- 本プロジェクトの成果を共有し、更なる普及を図るため、国内・広域の両セミナーを実施する。現状の想定では、1 年目に開始するパイロット活動の終了後、及びそれ以降に実施する普及活動の終了後に、国内関係者を対象としたセミナーを 1 回ずつ計 2 回、実施する予定である。また、案件終了時期を目途に、近隣諸国の教育関係者も含めた経験共有のための広域セミナーを 1 回実施する。
- 本セミナー実施にかかる経費は日本側が負担するため、効果的な各セミナーの概要（対象、内容等）についてプロポーザルに提案し、必要な経費を見積もりに含めること。各セミナーについて、国内からの参加者は最大 300 名程度、広域セミナーにおける国外からの招待者は、6 か国から各 5 名程度を想定しているが、より適切な実施方法があると考えられる場合は、プロポーザルで提案すること。また、必要経費については、会場費、参加者日当・交通費・宿泊料、広域セミナーにおける国外からの参加者の航空賃、その他資料作成等の雑費が想定されるが、セミナーの効果発現のために他に必要な経費があると考えられる場合は、その理由共にプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は契約年次ごとの業務進捗／完了報告書とする。

各報告書等の先方政府への説明に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、それとは別に先方政府関係機関への説明や配布等に使用する部数を確定すること。

【第1次契約】

| レポート名 | 提出時期 | 部数等 |
|----------------|----------------------------------|---|
| 業務計画書（1年次） | 契約締結後 10 日以内 | 和文 5 部 電子データ一式 |
| ワークプラン | 業務開始月 (2017 年 2 月) | 和文 5 部、英文（要約）5 部 各レポートの電子データ一式 |
| モニタリングシート NO.1 | 業務開始から約 6 ヶ月経過時 (2017 年 8 月) | 和文 5 部、英文（要約）5 部 電子データ一式 |
| モニタリングシート NO.2 | 業務開始から約 12 ヶ月経過時 (2018 年 2 月) | 和文 5 部、英文（要約）5 部 電子データ一式 |
| モニタリングシート NO.3 | 業務開始から約 18 ヶ月経過時 (2018 年 8 月) | 和文 5 部、英文（要約）5 部 電子データ一式 |
| 業務完了報告書（第1次） | 第1次契約終了時 (2019 年 2 月) | 和文 5 部、英文 5 部 各レポートの CD-ROM 2 部(和文・英文) |

【第2次契約】

| レポート名 | 提出時期 | 部数等 |
|------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 業務計画書（第2次） | 契約締結後 10 日以内 | 和文 5 部 電子データ一式 |
| ワークプラン | 業務開始月 (2019 年 2 月) | 和文 5 部、英文（要約）5 部 電子データ一式 |
| モニタリングシート NO.4 | 業務開始から約 6 ヶ月経過時 (2019 年 8 月) | 和文 5 部、英文（要約）5 部 電子データ一式 |
| モニタリングシート NO.5 | 業務開始から約 12 ヶ月経過時 (2020 年 2 月) | 和文 5 部、英文 5 部 電子データ一式 |
| モニタリングシート NO.6 | 業務開始から約 18 ヶ月経過時 (2020 年 8 月) | 和文 5 部、英文 5 部 電子データ一式 |
| 業務完了報告書 (第2次) | 第2次契約終了時 (2021 年 3 月) | 和文 5 部、英文 5 部 各レポートの CD-ROM 2 部 |

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA とコンサルタントとで協議、確認する。

イ. ワークプラン記載項目案

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）

- ⑥業務フローチャート
- ⑦詳細活動計画
- ⑧要員計画
- ⑨その他必要事項

ロ. モニタリングシート

別途 JICA が指定する様式に基づき、C/P を含む関係者とともモニタリングシートを作成し、3 か月毎に更新するとともに、半年毎に JICA へ提出する。

ハ. 第 1 年次業務完了報告書

- ①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ②活動内容（PDM、PO に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④プロジェクト目標の達成度（終了時評価結果の概要等）
- ⑤上位目標の達成に向けての提言
- ⑥次期活動計画
- ⑦添付資料
 - PDM（最新版、変遷経緯を含む）
 - 業務フローチャート
 - 詳細活動計画
 - EC1 等議事録
 - その他活動実績、業務の進捗が確認できる資料等

ハ. プロジェクト業務完了報告書

コンサルタントは、プロジェクト終了までにプロジェクト業務完了報告書を作成し、事前に JICA にドラフトを提出し、承認を得たのち、先方政府並びに関連ドナーへの説明及び内容に関して協議する。また、この協議結果を踏まえプロジェクト業務完了報告書を修正の上、JICA が開催する会議でプロジェクト業務完了報告書に基づく最終報告を実施する。

なお、プロジェクト業務完了報告書には最低限以下の項目が含まれる。

- ①プロジェクトの成果
- ②活動実施スケジュール（実績）
- ③Plan of Operation に活動実績を記入したもの
- ④投入実績
- ⑤専門家派遣実績（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）
- ⑥供与機材実績（リスト、機材到着日・検収確認日、設置場所、利用・管理状況等）
- ⑦現地業務費実績（年度毎の金額実績、再委託業務の成果等）
- ⑧プロジェクト実施運営上の工夫、教訓
- ⑨PDM の変遷（PDM を改訂した経緯がある場合）
- ⑩プロジェクト活動を写した写真（報告書に別途添付し、電子データで納品）

報告書の仕様については以下の通りとする。

- ・報告書（プロジェクト業務完了報告書を除く）についての作成仕様は、A4 版、ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則として簡易製本とする。
- ・プロジェクト業務進捗／完了報告書の印刷仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。ただし、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

報告書作成にあたっては次の点に留意すること。

- ・ 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- ・ 各報告書のエジプト側への説明・協議に際しては、事前にJICAに提出し承諾を得ること。
- ・ 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- ・ 配布先として想定されるエジプト側関係者により、とくにアラビア語版の作成が必要と思われる報告書がある場合は、理由と共にプロポーザルにて提案し、翻訳経費を見積もりに含めること。また、作成したアラビア語版は、他の言語のものと併せて、JICAに提出すること。

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接またはC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、各契約の業務進捗／完了報告書に添付して提出する。なおプロジェクト期間中の活動変更等に応じて、提出する成果物が変更となる可能性に留意する。

- イ. 全人的教育（特活プラス）導入のためのガイドライン
- ロ. 「全人的教育」（特活プラス）実践にかかる追加資料・教材
- ハ. ベースライン／エンドライン調査報告書
- ニ. 学校施設・機材の標準仕様書
- ホ. 全人的教育（特活プラス）普及のためのガイドライン

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICA本部に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA本部に提出するものとする。

- イ. 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ロ. 活動に関する写真
- ハ. 業務フローチャート

(4) 現地再委託の成果品

現地再委託にて実施した業務結果については、業務進捗／完了報告書提出時に現地委託業務報告書を提出する。

(5) 収集資料

プロジェクト終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式（JICA図書館の定型様式）を提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

(1) プロジェクト実施期間

2017年2月中旬～2021年2月中旬（48か月）

(2) 業務工程

本業務については以下のとおり契約を分割して実施することを想定する。

- 第1次契約： 2017年2月～2019年2月（主として成果1および2に関する業務）
- 第2次契約： 2019年2月～2021年4月（主として成果3に関する業務）

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

全体：176 M/M（第1次契約：101.85 M/M）

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野及び格付けの目安は以下を想定している。

- イ. 総括・教育計画（2号）
- ロ. 学校運営（3号）
- ハ. 全人的教育（特別活動）（3号）
- ニ. 教育評価・モニタリング（3号）
- ホ. 学校施設・機材
- ヘ. 幼児教育
- ト. 研修計画①
- チ. 業務調整／研修計画②

(3) プロポーザルにおける提案およびその際の留意事項

上記（1）に示された契約年次ごとの業務量目安および上記（2）の業務従事者の構成について、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成があると考えられる場合、上記（1）に記載の業務量を超えない範囲で、明確な理由と共に提案すること。ただし、本指示書「第2業務の目的・内容に関する事項」の5.（4）に記載の本案件の実施体制に関する背景を踏まえ、上記（1）に示した業務量の内、総括（業務管理グループを設定する場合は副総括を含む）について、45M/M分（国内業務分含むが、可能な限り現地における管理体制が継続的に維持される計画とすることがのぞましい。第1次契約分は、22.5M/M）を想定している。それを踏まえ、総括（業務管理グループを設定する場合は副総括を含む）の業務量の上記業務量目安からの削減を提案する場合は、その理由と共に、プロジェクトの円滑なEC1対応、確実な進捗管理や業務の品質管理の代替案について、具体的に明記すること。

3. 相手国側の便宜供与

2016年11月1日に署名した基本合意文書（Record of Discussions :R/D）に基づく。主な内容は以下の通り。

(1) カウンターパートの配置

- (2) プロジェクトオフィスの提供、および同オフィスにて使用する家具類（机、椅子、キャビネット）、インターネット接続費、光熱費
- (3) 教員の超過勤務手当
- (4) パイロット校及びモデル実践校における機材・家具・備品等
- (5) モデル実践校における教材教具
- (6) 現地国内研修経費（会場、参加者の交通費・日当、必要資機材）

4. 関連資料

(1) 配布資料

以下の文書について電子データで配布する。

- イ. 要請書
- ロ. 事業事前評価表
- ハ. Record of Discussions (R/D)
- ニ. 詳細計画策定調査 討議議事録 (Minutes of Meeting)
- ホ. 「エジプト・アラブ共和国 基礎教育分野にかかる情報収集・確認調査 報告書」
- ヘ. 本案件の背景に係る資料
 - ① EJEP 実施体制図
 - ②パイロット校（12校）リスト
 - ③ 新規校、既存校選定の進捗状況
 - ④ 招聘員受入業務完了報告書（基礎教育分野にかかる情報収集・確認調査）
- ト. 人材育成事業（教育・保健）：基礎教育分野 短期研修コンセプト・ペーパー（案）

5. 機材調達

(1) 調達を想定している機材

現時点では以下の表に示す機材調達を想定しているが、より適切な数量やその他、業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルにて提案すること。機材に関しては、プロポーザルに①機材名、②必要数、③仕様、④参考銘柄、⑤現地調達の可否、⑥見積価格、⑦必要と判断される理由や用途等、を記載する。本業務で調達した供与機材については、プロジェクトの機材として、コンサルタントは C/P 機関と協力して管理する。また、本業務終了時に JICA と協議の上で各機材の取扱いを決定し、C/P 機関に引き渡すものについては、必要な手続きを執る。

なお、3. (2) に記載のとおり、プロジェクトオフィスに設置する家具類（机、椅子、キャビネ等）については、エジプト側が負担する想定のため、見積もりには含めない。

また、本業務の機材調達は「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」⁷の規定に基づいて実施する。

| | 機材名 | 数量 目安 | 備考 |
|---|------------|----------|---------------------|
| 1 | パソコン | 10 | C/P、現地アシスタント用 |
| 2 | 複合プリンター | 1 | プロジェクトオフィス設置用 |
| 3 | プロジェクター | 3 | 研修、セミナー等における使用 |
| 4 | デジタルビデオカメラ | 3 | 支援対象校における活動実践状況の記録等 |

⁷ <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>

なお、エジプト側が自己予算により一部機材の調達を検討しているとの情報も寄せられていることから、本案件開始後に予算確保および調達の状況を確認の上、必要に応じて日本側にて調達する機材の内容を変更すること。

(2) 車輛の調達

本案件では車輛の購入は想定していないことから、レンタカー等の車輛備上費を見積もりに含めること。

6. 現地リソースの活用

(1) 現地調査再委託

以下の項目については、当該業務について十分な経験・知見を有するコンサルタント現地再委託にて実施することが出来る。

- イ. ベースライン調査
- ロ. エンドライン調査

なお、現地再委託に係る経費については別見積として提出すること。

また、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関しては、現地で適切に指示、監督すること。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積り書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的に提案すること。

(2) 現地アシスタントの雇用

円滑なプロジェクト実施のため、必要に応じて現地アシスタントの雇用を認める。その場合、雇用が必要な理由、想定される業務内容等を明記の上、プロポーザルにて提案する。

(3) 通訳の確保

本案件のC/Pに関し、PMU Directorについては英語が堪能であるが、その他のMOETE関係者、対象校教員等の英語力は総じて限定的であり、中には全く英語を解さない者もいる。そのため、円滑な案件実施のためには、質の高い通訳者を必要数確保し、関係者と十分なコミュニケーションを図るための体制を整備することが不可欠である。そのため、必要と考える通訳の経費を見積りに含めること。なお、英-アラビア語通訳の備上を原則とするが、一部、特に必要性が認められる場面では、日-アラビア語通訳の備上を認める。その場合は、想定される具体的な理由を明記の上、プロポーザルにて提案すること。

7. その他見積作成上の留意事項

(1) 以下の活動・投入についても、本指示書「第2業務の目的・内容に関する事項」の「6. 業務内容」に記載の実施要領・見積要領を踏まえ、必要な経費を見積りに含めること

- イ. 要件書作成に係る経費（要件書作成に必要な日本語資料の英訳、アラビア語訳を含む）
- ロ. 国別研修
（「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2016年6月版）」に従っ

て見積に含めること。)

- ハ. 活動 2-2、2-3 における研修・ワークショップにかかる経費
- ニ. 国内・広域セミナーにかかる経費
- ホ. プロジェクトの広報にかかる経費
- ヘ. パイロット校における活動資材・教材費

8. 安全管理

現地業務に先立ち、すべての業務従事者について、外務省海外旅行登録（たびレジ）に登録する。現地滞在期間中は現地の治安状況について JICA エジプト事務所並びに在エジプト日本大使館で十分な情報収集を行い、安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び必要な情報共有・調整も十分に行った上で業務に当たる。また、JICA エジプト事務所並びに在エジプト日本大使館と常時連絡がとれる体制を整備し、特に地方にて活動する場合は、当地の治安状況について事前の情報収集を十分におこない、移動手段や滞在場所、期間等の情報を関係者に連絡する等留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

9. 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」⁸の内容を十分に踏まえ、その趣旨を念頭に業務に当たること。なお、疑義事項が生じた場合は不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

10. 複数年度契約

本業務では、上記 1.（2）に記載の各契約期間（第 1 次契約、第 2 次契約）の範囲内で年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、各契約期間内に亘って継続して業務を実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、各契約期間中における会計年度毎の精算の必要はない。

以上

⁸ <https://www.jica.go.jp/about/compliance/index.html>

